

# 上下水道料金改定のお知らせ

令和元年10月から上下水道料金を改定しました。利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、将来にわたって安定した水道・下水道サービスの提供に努めるために、ご理解とご協力をお願いします。

## Q なぜ改定するの？ 今までの料金で賄えないの？

今回改定する1つ目の理由は、事業運営に必要な費用を料金収入で十分賄えていないことによるものです。水道事業では、利用者の皆様に水を供給する営業費用に対して、営業収益はその半分ほど。下水道事業全体では、事業を運営する汚水処理費に対して、下水道使用料収入は約3分の1ほどです。

2つ目の理由は、事業開始から相当の年数が経過し、老朽化した施設の更新や耐震化などに多額の費用が見込まれることと、今後人口減少が一層進むことにより、料金収入が減少していくことが見込まれるためです。

## Q いつから値上げするの？

令和元年10月から新しい料金が適用されますので、10月分と11月分を検針して請求する12月の支払いから値上げします。

## Q 改正後の金額はどうなるの？

上下水道料金は、次の表のとおり改定されます。

### 【水道料金】

量水器口径一律の金額 (2か月当たり・税抜)

地区	基本料金	超過料金(1㎡当たり)	
	20㎡まで	21~100㎡	101㎡~
南越前町全区域	2,200円	150円	170円

※臨時の場合は、上記料金の2倍

### 【水道料金】

量水器口径一律の金額 (2か月当たり・税抜)

地区	基本料金	超過料金(1㎡当たり)	
	20㎡まで	21~100㎡	101㎡~
南越前町全区域	2,700円	180円	200円

※臨時の場合は、上記料金の2倍

### 【下水道料金】

(2か月当たり・税抜)

区分	基本料金	人数割金額(1人当たり)	水量割金額(1㎡当たり)
一般住宅	2,600円	1,200円	—
事務所等	(20㎡まで) 2,600円	—	(21㎡以上) 156円

### 【下水道料金】

(2か月当たり・税抜)

区分	基本料金	人数割金額(1人当たり)	水量割金額(1㎡当たり)
一般住宅	3,300円	1,500円	—
事務所等	(20㎡まで) 3,300円	—	(21㎡以上) 200円

※上下水道とも加入金に変更はありません。

## 【井戸水等と町の水道の接続に伴う管理について！】

井戸水や山水等と町の水道水の両方を使用して、その配管を接続している場合やバルブ等で切り替えて使用すると、井戸水等が水道管へ流れて水道水を汚染する恐れがあります。

水が混合しないように適切に管理していただきながら、今後は、使用者の費用負担にて水道管を切り離す工事をお願いします。

安全な水道水の確保のために、ご理解とご協力をお願いします。

■ 問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003